

火災・自然災害の被害にあわれた方へ

被害にあわれた方には、心からお見舞い申し上げます。
 思いがけない被害に遭い、何かとお困りのこととお察し申し上げます。
 り災に伴い、必要となる書類や支援内容を掲載しましたので、ご活用ください。

1 り災証明書について

- り災証明は、火災保険等の請求、登記の抹消、有価証券の再発行時の他、市税・料金・廃棄物処理等の申請時に必要となります。
- り災証明書は、火災の場合は消防本部予防課(内線398)で、自然災害の場合は危機管理課(内線258)で発行します。
 (り災証明書の発行に当たっては、担当課職員が必ず現場を確認します。)

2 支援や減免の内容

次の支援措置を希望される時は、り災証明書を窓口で提出してください。
 詳細やご不明な点は、担当課等に問い合わせください。

項目	内容	担当課
災害見舞金の支給	損害の程度に応じて市から見舞金が支給されます。 全焼(全壊) 50,000円 半焼(半壊) 30,000円 一部・水損 0円 *日本赤十字から別途見舞金が支給されます。(福祉課へ)	福祉課 内線355
災害による廃材の処理手数料の減免	市の処理施設への搬入が可能な場合、処理手数料が減免されます。 ただし、家電リサイクル法に該当するテレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機等は搬入できません。 *一般廃棄物処理手数料減免申請書は環境課で申請	廃棄物対策課 内線291・299
固定資産税の減免	損害の程度により、固定資産税と都市計画税の減免が受けられる場合があります。 *印鑑が必要です。	税制課 内線244
市・県民税の減免	損害の程度により、減免が受けられる場合があります。 *印鑑が必要です。	
国民健康保険税の減免	損害の程度により、保険税の減免が受けられる場合があります。 *印鑑が必要です。	
国民年金の減免	損害程度が1/2以上の時、保険料の減免が受けられる場合があります 被害額(保険金、損害賠償金等を除く)、被害を受けた物件名、状況等について、それぞれ詳しく記入した用紙も必要となります。	保険年金課 内線302
後期高齢者医療保険料の減免	損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。	保険年金課 内線303
介護保険料の減免	損害の程度により、保険料・利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	高齢介護課 内線352・354
保育料の減免	損害の程度により、保育料の減免を受けられる場合があります。	子育て支援課 内線365
保育園・児童擁護施設へ入所	被災によりお子さんの保育ができなくなった場合は、保育園や児童養護施設への入所要件に該当しますので、ご相談ください。	
生活福祉資金の貸付け	母子家庭が被災により住宅を改修する際などには、神奈川県生活福祉資金の貸付対象となりますので、ご相談ください。	
水道料の減免	損害の程度により、水道料金の減免が受けられる場合があります。 *水道を中止する場合、申込みが必要です。	水道部営業課 内線384
下水道料の減免	損害の程度により、下水道料の減免が受けられる場合があります。	下水道課 内線263

市(役所)以外の支援等

生活福祉資金の貸付	災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、精神薄弱者世帯及び高齢者世帯へ一時貸付をしています。	三浦市社会福祉協議会 888-7347
所得税の減免	税の申告時期延長や納税の猶予など災害のやんだ日から2カ月以内に申告してください。	横須賀税務署 824-5500
県民・事業・不動産取得自動車税の減免	各税の減免、納期限や徴収の猶予など災害のやんだ日から2カ月以内に申告してください。	横須賀県税事務所 823-0210

*** 損害保険(火災・地震等保険)に加入されている方は、り災証明書を添えて請求してください。**
 「市(役所)以外の支援等」で上記表以外の減免等がある場合がありますので、各機関にご相談下さい。